

(別表1)

【補助対象経費】 補助対象経費は次に掲げるものとする。

《出展経費》

①出展登録料・小間料

- ・新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要するブースの小間料を補助対象とする。
- ・国や県(JETRO等の独立行政法人を含む)により出展料の一部補助を受ける場合の出展料は、補助対象外とする。ただし、国や県(JETRO等の独立行政法人を含む)が主催・共催もしくは参加している展示会等で企業が負担金を支払って参加するものについては、内容を確認したうえで対象とする場合がある。
- ・展示会の出展申込みは交付決定前でも構わないが、請求書の発行日や出展料等の支払日が4月1日より前となる場合は補助対象とならない。

②ブース施工費

- ・展示ブースの設営や装飾・工事等のため第三者に委託(委任)する経費を補助対象とする。
- ・委託内容、仕様、金額等が明記された契約書等を締結し、委託する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要がある。
- ・ブース設営・装飾の申込みは交付決定前でも構わないが、請求書の発行日や出展料等の支払日が4月1日より前となる場合は補助対象とならない。

③備品等借上料

- ・展示会等に出展する際に主催者から指定された業者などからレンタルする机や椅子、機器・設備等の出展に必要な備品の借上料を補助対象とする。借用のための見積書もしくは価格表等が確認できるもので、本事業に要する経費のみ対象となる。契約期間が補助事業期間を越える場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみ対象とする。
- ・請求書等でレンタルした備品の明細、数量、金額等の証憑書類が揃っており補助対象期間内に支払が完了しているものを対象とする。

《付帯経費》

④通訳料、展示・商談等補助人員費

- ・海外展示会での展示等に要するアルバイト(通訳やマネキン等)の経費を補助対象とする。
- ・実績報告の際に、作業日報や労働契約書等の提出が必要となる。

⑤翻訳料

- ・展示会等で配布するカタログやパンフレット等の翻訳に係る経費を補助対象とする。

【補助対象にならない経費】

- ・印刷費、旅費、サンプル等の作成費
- ・保証金、保険料、日本国内において発生する公租公課
- ・飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- ・直接売上や利益につながる費用
- ・展示会・商談会にかかる備品購入費(自社の資産および資材となりうる物の購入費)
- ・公募開始日前に請求があったもしくは支払った経費
- ・その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費

経費確認のための証憑書類について

①出展登録料・小間料	見積書(料金表)、発注書(申込書)、請求書、領収書(振込依頼書)、写真 等 金額に応じて発注請書、契約書
②ブース施工費 (委託)	仕様書、見積書、発注書、契約書、請求書、領収書(振込依頼書)、写真 等
③備品等借上料	見積書(料金表)、発注書(申込書)、請求書、領収書(振込依頼書)、写真 等 金額に応じて発注請書、契約書
④通訳料、展示・商談 等補助人員費	見積書(料金表)、発注書(依頼書)、作業日報、請求書、領収書(振込依頼書)、 写真 等
⑤翻訳料	見積書、発注書(依頼書)、請求書、領収書(振込依頼書)、成果物 金額に応じて発注請書、契約書

(別表2)

福井県産業労働部が所管する補助金(以下に掲載のもの等)において同一の展示会等に係る経費を計上している場合は、重複申請は認められない。並行して申請する場合は先に交付決定ができた補助金を利用する場合は当補助金の申請を取下げすること。

国の補助金(事業再構築補助金、小規模事業者持続化補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金など)についても同様とする。

【福井県産業労働部が所管する補助金】

- ふくいの逸品創造ファンド助成金
- 新事業チャレンジステップアップ事業助成金
- 成長産業チャレンジ支援事業
- 繊維産業新規市場開拓支援事業補助金
- 眼鏡産業国内外販路拡大支援事業補助金